

平成十八年九月二十八日提出
質問 第二一 号

国会議員からの資料請求に対する外務省の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

国会議員からの資料請求に対する外務省の認識に関する質問主意書

一 外務省は国会議員からの資料請求に対して、どのような基本認識を持ち、どのように対応しているか。

二 二〇〇六年一月一日以降、外務省が国会議員の資料請求を拒絶したにもかかわらず、情報公開請求に応じて当該資料を開示した事例があるか。

三 二〇〇六年四月二十一日付内閣答弁書（内閣衆質一六四第二二五号）において、「平成十八年三月一日以降、外務省が国会議員から直近の「外務省員手帳」を資料要求されたのに対し、それを拒否した事実があるか。あるとするならば資料要求を行った国会議員名と要求日、外務省による拒否を当該国会議員に通報した日を明らかにされたい。」との質問に対し、政府は、

「鈴木宗男衆議院議員から本年四月四日付けの文書により御指摘の資料要求があり、同月七日付けの文書で回答した。」

と答弁し、外務省が直近の、すなわち二〇〇三年に作成された「外務省員手帳」を国会議員に対して提供することを拒否したことを是認したが、この認識に二〇〇六年九月二十八日現在までに変更がないか。

四 他方、鈴木宗男衆議院議員が私人の資格で外務省に対し、情報公開法に基づき「外務省員手帳の最新

版」の開示請求を行った。これに対し、二〇〇六年七月三十一日付情報公開第〇二二三三三号で麻生太郎外務大臣は、

「理由番号1. XI 四十七頁人間ドッグ契約医療機関一覧表のうち検査料金の部分。

理由番号2. XI 五十八頁三十二行目。

理由番号3. XIV 八十二頁二十九行目途中から三十行目途中。

理由番号4. XIV 八十二頁三十一行目途中から最期まで。

理由番号5. VII 百二頁十七行目。

理由番号6. XIX 百十二頁から百十五頁まで。

理由番号7. XIX 百十九頁九行目。」

を除く、百九十九頁からなる二〇〇三年に作成された「外務省員手帳」の大部分を開示する旨鈴木宗男衆議院議員に文書で通知した。この事実に鑑み、国会議員による直近の「外務省員手帳」の資料請求を全面的に拒絶した外務省の対応は不適切であったと思料するが、内閣法制局の認識を明らかにされたい。

右質問する。